

日本・チリ
経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）
共同研究会
報告書

平成17年11月

(目次)

- . 背景
- . 概観
- . 経済効果分析
- . 日本・チリ EPA/FTA のもたらす効果
- . 議論の概要
 - 1 . 物品貿易
 - 2 . 原産地規則・税関手続
 - 3 . 貿易救済措置
 - 4 . 投資
 - 5 . サービス
 - 6 . 政府調達
 - 7 . 知的財産
 - 8 . 自然人の移動
 - 9 . 競争政策
 - 10 . 貿易の技術的障害
 - 11 . 紛争の回避及び処理
 - 12 . 法律事項
 - 13 . ビジネス環境整備
- I . 共同研究会の提言

背景

1. 2001年6月、JETROとチリ外務省経済総局は、日本・チリ自由貿易協定もしくは経済連携協定についての研究報告書を発表した。この研究は1999年11月になされたJETRO理事長とチリ外務大臣の間での合意に基づき実施されたものだった。報告書は、日本・チリEPA/FTAは二国間の経済関係をさらに強化する効果的な手段となりうることから、可及的速やかにEPA/FTAを締結すべく最大限の努力が払われるべきであると結論づけている。
2. 2002年10月の日本・チリ首脳会談において、ラゴス大統領から小泉総理に対し、FTA締結の希望を表明した。その後2003年2月のラゴス大統領訪日において、チリ側がFTA締結に向けた希望を改めて表明した。
3. 2004年11月22日、小泉総理とラゴス大統領は、両国間で経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）を締結する可能性を検討するための両国の産学官による「共同研究会」を立ち上げることで意見の一致をみた。また、両首脳は、2005年の然るべき時期に第1回会合を開催することを目指すとの認識で一致した。
4. 以上を受け、共同研究会第1回会合は1月31日及び2月1日に東京で、第2回会合は4月21日及び22日にサンティアゴで、第3回会合は7月21日及び22日にロサンゼルスで、第4回会合は9月22日及び23日にマイアミにて開催された。
5. 会合は、両国の産学官からの関係者が参加した（添付文書）。会合を通じ、幅広い分野にわたり議論が行われた。

概観

1. 日本・チリ両国は、1970年代以降、日本の産業発展や、チリの戦略的鉱物資源を含む天然資源の重要かつ信頼しうる供給国としての役割が高まる中で、1世紀以上にわたる相互補完的な交易関係を築いてきた。
2. 物品貿易面については、2004年、チリにとって日本は米国に次ぐ第2の輸出相手国であり、第6の輸入相手国である。2004年チリ中銀貿易統計（Indicadores de Comercio Exterior）によれば、2004年の輸入シェアの3.2%（7億98百万ドル、第6位）輸出シェアの11.6%（37億22百万ドル、第2位）を対日貿易が占めている。2004年の日本の財務省貿易統計によれば、日本にとりチリは輸入シェアの0.9%（4,519億円）輸出シェアの0.1%（781億円）を占めている。チリが、日本にとって天然資源の安定的供給国であったことが主な要因となって、日本はチリからの

輸入超が続いており、チリは大幅な貿易黒字を得ている（2004年では約29.2億ドル（出典：チリ中央銀行貿易統計））。特に、チリが日本にとって重要な鉱物資源の供給国となっていることも注目される（注：我が国の銅鉱（精鉱含む）輸入量の50.6%、リチウムの炭酸塩輸入量の79.6%、モリブデン鉱（焼いたもの）輸入量の55.8%、をチリから輸入している（出典：財務省貿易統計、数量ベース））。また、チリから日本への輸出において、鉱物資源とともに農林水産物が大きなシェアを占めている。特に魚介類及び同調製品については2004年にはチリの対日本輸出の20.7%（936億円、出典：財務省貿易統計）を占めている。チリの日本からの輸入については工業品、特に、自動車、機械、工業製品が大きなシェアを占めている。

3. 日本からの対チリ直接投資は、漁業、鉱業、製紙用チップ等の分野が中心であり、1970年代後半に始まった漁業投資が最初である。80年代に入り、日系企業がチリ北部の大規模銅山の開発にも本格的に資本参加をはじめた。このことは我が国の銅鉱石の安定供給に貢献している。チリは、外資系企業がチリを拠点とした中南米ビジネスを展開することを奨励する「プラットフォーム政策」による積極的な外資誘致政策を推進しており、現在日本からチリへの投資額は18.3億ドル（対チリ直接投資額中0.37%、第13位）、チリから日本への投資は統計上に表れないレベルに留まっているが、日本・チリEPA/FTAが投資促進・保護もスコープに含むものとなれば、これを契機に、今後日系企業による対チリ投資の拡大の可能性が考えられる。
4. さらに、日本とチリは、経済・技術協力において強力なパートナーシップを有している。JICA（国際協力機構）とAGCI（チリ国際協力庁）は、中南米地域において幅広い分野の計画を実施してきている。この三角協力は、チリが中南米地域で実施している三角協力全体の約40%を占めている。また、日本は、チリに対する最も大きな政府開発援助（ODA）供与を実施している国の一つともなっている。
5. こうした点を踏まえつつ、二国間経済連携の一層の強化という視点にたち、共同研究会においては、各分野につき以下の通り詳細な議論が行われた。

．経済効果分析

1. 日本及びチリそれぞれの経済専門家より、日本・チリEPA/FTAの経済効果分析を行った。なお、両国は、それぞれの分析内容は、各政府の正式見解を示しているものではない点を確認した。通常、“一般均衡分析”及び/または“部分均衡分析”はEPA/FTAについての効果を分析するために使用される。さらに両方の分析方法は互いにメリット及びデメリットを有しており、これらの分析方法は目的に応じて相互補完的に使用すべきである。

2. 川崎の分析（*1）によれば、日本・チリ EPA/FTA はチリの GDP を 0.49%、日本の GDP を 0.002%引き上げる効果があるとしている。また、他国との比較においても、日本にとってチリとの EPA/FTA の効果は低位にランクされる一方、チリにとって日本との EPA/FTA の効果は高順位にランクされ、さらに、貿易収支についてもチリ側については改善が想定される等、総じてチリ側にとってのメリットが大きいとの結果が出ている。他方、二国間貿易額については、日本・チリ EPA/FTA は、日本の対チリ輸出額を 42%（2.9 億ドル程度）、チリの対日輸出額を 15%（3.8 億ドル程度）増加させる効果を有するとの結果が出ている。
3. 他方、ララインの分析（*2）によれば、一般均衡分析にて推定される効用の増加については、各締約国間で、対称的にはならない。なぜなら、より小さい国々のほうがより大きな割合の利益を得ることになるからである。それは、小さな国々は、より大きな国々の価格体系に悪い影響を与えることなく、大幅に生産を増加させることが出来る可能性を有しているからである。したがって、分析は、EPA/FTA を締結するという目的に直接関連する市場に焦点を当てなければならず、その影響は“部分均衡分析”によって評価しなければならない。また、チリにおける輸出活動の拡大に関連し資本財や中間財の輸入が増加することも、分析は加味しなければならない。EPA/FTA の締結により、最初の 5 年間に 10 億米ドルを越すビジネスの機会が日本に提供されるであろうと、分析は結論づけた。

（*1）川崎研一 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付経済見通し参事官

（*2）フェリペ・ラライン チリ・カトリック大学経済学部教授

．日本・チリ EPA/FTA のもたらす効果

1. 日本側より、EPA/FTA 交渉については、2004年12月に経済連携促進関係閣僚会議において決定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき検討する旨説明した。その上で、日本・チリ EPA/FTA によってもたらされる利益及び同 EPA/FTA において配慮すべき点につき、以下の点を指摘した。
 - (1) 日本・チリ EPA/FTA によってもたらされる利益
 - (a) 両国にとってアジア・南米地域へのゲートウェイを確保できる。
 - (b) 日本はチリから銅をはじめとする鉱物資源など、我が国の経済発展に不可欠な産品を輸入しており、チリは日本にとって重要なパートナーである。かかる観点から、日本・チリ EPA/FTA により、チリとの経済関係を更に

強化する枠組みが形成される。

- (c) 日本・チリ EPA/FTA による関税撤廃により、我が国企業のチリ進出が促進され、チリの雇用増大に貢献する効果をもたらす。
- (d) 経済上のみでなく、政治上、外交上における日本・チリ関係、更には日本・中南米全体の関係緊密化に寄与する。

(2) 日本・チリ EPA/FTA において配慮すべき点

- (a) 日本・チリ EPA/FTA によりもたらされる経済効果、及び東アジアを中心に EPA 交渉を進めるとしている日本の「基本方針」との関係について日本国民に十分説得的であるべきである。
- (b) 両国にとっての、農林水産業、皮革・履物産業及び鉱業におけるセンシティブ品目に対し十分な配慮がなされるべきである。
- (c) 一般的に EPA/FTA は一定の不利益を被るセクターを生じさせることから、両国国民に十分説得的であるべきである。
- (d) 交渉を行う分野を特定するにあたって、費用対効果の観点から、交渉に必要なリソースに十分な考慮がなされるべきである。

2. チリ側は、チリと日本の EPA/FTA は日本の「基本方針」に定められている、3つの主要な基準を満たすものになるだろうと表明した。さらに、チリ側は、日本・チリ EPA/FTA によってもたらされる利益及び同 EPA/FTA において配慮すべき点につき、以下の点を指摘した。

(1) チリ・日本 EPA/FTA がもたらしうる利益

- (a) 包括的で質の高い EPA/FTA は両国間の相互補完的な関係をさらに促進することになる。日本は先進的な工業製品や資本財の主要な供給元として、チリは戦略的な鉱物資源を含む天然資源の供給元としての地位を確立し、両国間の相互補完的な関係をさらに促進することになる。
- (b) チリが米国、EU、及び韓国と有している発効済み FTA によってもたらされた日本の産業製品に対する貿易転換効果を減少させることになる。
- (c) アジアと中南米地域の間の関係の強化に寄与することになる。特に、日本

はチリを中南米への足がかりとしてチリを活用し、中南米の市場へのアクセスを拡大することとなる。

(d) EPA/FTA による関税の撤廃は、チリから日本への食品産業分野からの高品質で健康的な製品の輸出の増加を促し、これは日本の消費者の利益にもなる。

(2) チリ・日本 EPA/FTA において配慮すべき点

(a) チリ側は、将来の EPA/FTA が安定的な枠組みの設定や市場アクセス条件の自由化を通じて二国間交易の増加に寄与するべきであると指摘した。また貿易の拡大及び多様化は長期的な成長及びチリ経済の発展のために必要不可欠である。それが故に、両国間の貿易や経済関係強化のために新たな障害を導入しないような形を確保しながら、チリと日本のセンシティブティに適切な配慮が払われるべきである。

(b) また、これまでの多様な経験に基づき、チリ側は、両国のセンシティブティに対し適切な考慮を払うための幅広い措置を採用する一方で、実質的な自由化を達成することも可能である旨表明した。

3.

(1) 日本の産業界からは、日本・チリ EPA/FTA は関税削減のみならず、投資ルール、貿易円滑化、知的財産、高度専門家の交流や企業内転勤の自由化等の人の移動を含む、質の高い協定が期待できると述べた。とくに、我が国が資源を輸入に頼り、それに付加価値を付け、輸出することにより経済成長を遂げてきたが、近年 BRICs 等の新興工業国が資源確保・輸出市場の確保に動きつつある中で、我が国の競争力が相対的に低下していく事態が懸念されるとし、日本・チリ EPA/FTA の早期締結に対する強い願望が表明された。

(2) 更に、日本の産業界は、影響について配慮されるべき農林水産品などの分野でも、供給サイドのみならず消費者・ユーザーからの視点の検討も考えられるべきではないかと指摘した。さらに、日本の産業界からは、日本の鉱業分野が有するセンシティブティについても説明があり、日本・チリ EPA/FTA 締結に際しては、日本の鉱業界への十分な配慮が必要であるとの意見も出された。一方、日本の農林水産業界からは、農林水産分野の貿易においては、チリから日本への輸出の割合が極めて大きく、EPA/FTA はチリ側に一方的なメリットをもたらすものであるとの指摘がなされた。

- (3) また日本の学界からは、次の諸点について指摘があった。
- (a) 日本・チリ EPA/FTA は、2004年9月の小泉総理の中南米訪問の際に示した「日・中南米 新パートナーシップ構想」を実現するものであり、経済的重要性のみでなく、アジア太平洋地域におけるパートナーシップを強化するという意味において、政治的・外交的重要性をも有していること
 - (b) 日本・チリ EPA/FTA が締結できない場合の否定的効果は甚大であること、
 - (c) 日本・チリ EPA/FTA が締結される場合、日本にとってセンシティブ品目である農林水産品については、そのセンシティブリティに十分な配慮を払いつつ、完全な関税撤廃ではない相互に利益を得られる方途を探るため、現実的な議論を深めるべきである、
- (4) さらに、あり得べき二国間の EPA/FTA のポジティブな効果を最大化するとの観点から、日本の学界からの参加者は、センシティブリティには適切な考慮を払いつつも、両国は拡大方向でのパッケージを希求し、両国のセンシティブリティを後ろ向きな形でリンクさせるという手段に出ることは避けるべきであると指摘した。

・ 議論の概要

両国は、4回にわたり共同研究会を実施し、広範囲にわたり活発な意見交換を実施した。共同研究会で確認された重要な結果の一つは、EPA/FTA が長期にわたる戦略的な連携の礎となり、かつ、経済関係を強化するための強固な基盤になることを確保するため、将来あり得る交渉において、両国のセンシティブ品目について適切な考慮を払いつつ柔軟なアプローチを取るとともに、それぞれの市場へのアクセスを実質的に自由化するべきである、との点であった。両国は、日本の農業、林業、水産業、皮革・履物業、鉱業及び食品加工業にセンシティブ品目があること、及び、チリの製造業にセンシティブ品目があることについて理解を共有した。

1. 物品貿易

両国は、関税撤廃及び関税削減がもたらす影響につき、日本・チリ双方が関心を有する貿易分野に関し詳細な検討を行った。検討に際し、両国はそれぞれの貿易統計及び統計番号表を交換した。

- (1) 鉱工業品
 - (a) 自動車産業等、製造業

- (i.) 日本側より、EU、米国、韓国、メルコスール等が FTA をチリと締結している中、日本・チリ EPA/FTA の不在により、日本製自動車・同部品、家電製品やタイヤ等消費財、各種プラント等資本財に対する関税（6%）の賦課は競争上の不利益を被ることから、早期の関税撤廃の必要性を主張した。とくに自動車業界代表は関税の即時撤廃を希望する旨発言した。
- (ii.) チリ側より、自由貿易は両国を利するであろうと言及した。また、鉱工業品についての関税を撤廃することで、日本からの資本財や中間財の輸出が促進される結果、チリにおいては、タイヤ、産業用車両、バス、自動車部品、ガラス製品、レンジ（ストーブ）、冷蔵庫及びオフィス用品等、いくつかの鉱工業品は被害を受けるかもしれないが、チリ経済の競争力強化に繋がるであろう。EPA/FTA の締結はあらたな貿易を創出し、またチリ市場への優先的なアクセスを享受するエコノミーを利している貿易の転換効果を相殺するであろう。同様に、チリが競争優位を有している産品が日本市場へ自由にアクセスできることは日本も利することになるだろう。これらの事実により、チリ側は、相互主義に基づき、幅広く包括的に関税を撤廃することを支持する旨主張した。チリ側は、除外されるべき品目については、ありうべき交渉において、個別に議論されるべきものであるから、この研究会において予断するべきではないと述べた。

(b) 鉱業

- (i.) 日本側は、日本の銅業界は、チリの銅精鉱のバイヤーであると同時に投資家であり、両国業界は補完関係にあるとし、仮に日本・チリ EPA/FTA を締結し、我が国の銅地金に対する関税が撤廃され、銅製錬業界が影響を受ければ、こうした関係に影響が出る可能性があることを指摘した上で、我が国の同産業が有するセンシティブティへの配慮を主張した。また、日本の銅業界代表は、日本の銅製錬に係る環境規制はチリの規制よりも厳格であり、より大きなコストを負担していることにも留意すべきであり、また、国際的な環境保護の観点から、チリの環境規制も同様に改善されるべきであると主張した。
- (ii.) チリ側は、保護主義を廃し関税を撤廃することは、両国経済を利するだろうと指摘した。チリの鉱業界は、チリにおける鉱山開発において、ここ 20 年間日本の産業が果たしてきた重要な役割、及び、信頼できる効率的な供給者としてのチリが果たしている重要な役割の両者を認識し

た。両国のすばらしい協力関係が信頼関係の構築と発展に寄与するのみならず、それが勝利のための基本原則であることが判明するであろう。チリ側は、貿易障壁撤廃により最も利益を受けるのは消費者であり、精力的な消費をとおして生産連環による成長のペースが強化されるであろうと説明した。また、チリ側は、環境規制の改善に積極的かつ永続的に取り組んでいるところであり、右取り組みを将来にわたって継続するであろうと述べた。この点についてチリ側は、一般的な環境規制については、今後あり得べき日本・チリ EPA/FTA 交渉において議論し、環境の章を入れる用意はあるが、銅製錬に関する環境規制に関して個別に取り扱うことは双方の国内事情が異なるため不適當である旨強調した。

(c) 皮革・履物

- (i.) 日本側より、皮革・履物は、経済的理由のみならず、歴史的事情によりセンシティブである旨言及した。

- (ii.) チリ側は、チリ経済は皮革・履物については純輸入国であり、日本との関係で比較しうる競争力はない旨説明した。

(2) 農林水産業

- (a) 日本側より、農林水産分野において、センシティブ品目があることを述べ、コメ、小麦、大麦、食肉、乳製品、砂糖、でん粉、果実及びこれらの加工・調製品等の農産品や、サケ・マス、ウニ・まぐろ及び IQ 品目等の水産品、合板等の林産品をセンシティブな品目として例示した。日本側より、農林水産業に関しては、日チリ EPA/FTA の可能性は「基本方針」に照らして検討される必要がある旨説明した。

- (b) 両国より、双方の生産、消費、貿易、主要政策について説明し、意見交換を行った。

- (c) チリ側より、農林水産分野における貿易自由化により両国はともに利益を享受するであろうと述べた。これらの分野においては、少数の例外を除いて、チリから日本への輸出はそれほど大きくはない。加えて、日本にとって非常にセンシティブである農産品の多くについて、チリは純輸入国である。チリ側はまた、チリの耕作地は日本に比べて小さく、チリの農産品は生産季節が逆であることを説明した。チリが既に農林水産品も含めた F T A を数多く締結してきているという事実に基づき、チリ側は日本側に対し、

現実的で柔軟な合意が可能であると保証した。

- (d) 日本側より、前述した品目は、政治的・経済的な理由からセンシティブであり、チリ側がそれらの品目を輸出可能かどうか、それらの品目に具体的関心を持っているかどうかには拘わらず、日本・チリ EPA/FTA においては除外措置が適切である旨主張した。また、生産季節が逆であるというチリ側の説明に関し、日本側は、近年、周年供給を図るためハウス栽培が増加するとともに、貯蔵・流通技術の発達により、腐りやすい品目の供給可能期間が延びていることから、海外農産物との競合期間が拡大している旨説明した。日本側より、EPA/FTA は双方の農業分野に互恵的であるべきであると主張した。
- (e) 日本側より、農業分野のセンシティブ品目は、食料安全保障、農業の多面的機能の発揮に不可欠な品目であり、日本・チリ EPA/FTA 交渉に入る場合には、双方のセンシティブ品目に対し、除外や再協議等の柔軟な措置の適用により、十分な考慮が払われるべきである旨主張した。日本側は、農業の多面的機能の概念はOECDによって国際的に認められていること、多面的機能として認められる経済・社会・環境面への間接的な影響はEPA/FTA の議論の際にも考慮されるべきであると述べた。
- (f) チリ側は、いくつかの品目の除外はセンシティブな品目を扱う一つのオプションではあるが、それ以外の措置もあり得ると述べた。除外は例外的な措置として個々のケース毎に議論されるべきである。さらに、チリ側は、農業には経済的活動としての側面に加え、いくつかの特徴があることは理解するとしても、農業の多面的機能の概念は支持しないと表明した。なぜならば、それは、貿易障壁の拡大につながり、農産物に競争優位を有し、貧困と失業を撲滅するために農産物の輸出を拡大する必要がある発展途上国の成長を阻害するからである。チリ側は、農業の多面的機能の概念はOECD以外の国際組織においては支持されていないと説明した。
- (g) チリ側は、貿易の確固たる基盤を確立するためには、輸出補助金は撤廃されるべきであり、加えて、輸出補助金と同等に影響のある措置、例えば、過度に高額な国内補助金についても、より競争力のある生産者や輸出者に対して市場を人工的に閉ざすものであるとして、同様に撤廃されるべきであると述べた。

- (h) また、日本側は、EPA/FTA では、いかなる形の輸出補助金・規制等も取り払われる必要性を強調した。日本側は、輸出補助金は、特定国との関係で交付を撤廃することは出来るが、国内補助金については特定国との関係で交付しているものではなく、輸出補助金と同等に扱うことはできず、EPA/FTA のような二国間の枠組みにおいては、輸出補助金のみが扱われる旨述べた。
- (i) チリ側の農業関係者は、チリの農産物の生産量は小さく日本市場への影響は極めて限られていると述べた。加えて、チリ側は、これまでチリが他国と締結したFTAにおいてチリが示した柔軟性の例や、日本・チリEPA/FTAにおける日本側の懸念を軽減する手法として二国間セーフガード、経過期間や関税割当の導入、除外措置があり得ることを説明し、交渉における柔軟性を強調した。
- (j) 日本側は、日本の水産業が有するセンシティブリティについて説明した。日本側は、日本の水産業が歴史的に地域の社会・経済の持続的発展に貢献してきていることから、貿易自由化がその競争力を減退させ、チリから日本への輸入が増加することにより、日本の水産物市場や水産資源管理に多大な影響を及ぼすといった懸念を表明した。また、日本側は、貿易自由化が、両国間の不均衡な貿易バランスにより生じている、日本の水産業の一方的な不利益を拡大するものであるとの懸念を表明した。日本側は、水産資源の持続的利用や水産業や漁村の持続的発展に配慮した水産物貿易ルールが確立されるべきであること、また、貿易自由化の対象からセンシティブ品目を除外するといった実質的で柔軟な措置が採られるべきであると主張した。日本側は、水産品に対する適切な二国間セーフガードの必要性を強調した。日本の水産業界は、二国間セーフガードの一環として、自動発動の特別セーフガードが検討されるべきであると要請した。また、両国間の秩序ある水産物貿易枠組みを確立するため、日本側は、両国のサケ・マス生産者間及び他の関係者間の協議機関の設置を提案した。
- (k) チリ側は水産物分野の貿易拡大は、両国に利益をもたらすと強調した。水産物の輸出はチリの輸出や国家の輸出主導型発展にとって重要である。ありうべき交渉においては、日本のセンシティブ品目の扱いとチリの輸出主導型発展とのバランスを取るべきである。EPA/FTA は水産物分野の貿易の拡大、センシティブリティへの配慮、協力的な関係の確立に寄与すべきである。しかしながら、チリ側は、協議機関の設置が、貿易への人工的な障

壁や管理貿易を確立することを目的とするものであってはならないと述べた。

- (l) 日本側は、累次の関税交渉による関税削減が招いた影響を、木材の国内自給率の低迷の一因として説明し、有税品目である合板、集成材、パーティクルボード及び繊維板のセンシティブリティについて理解を求めた。日本側は、合板等の関税撤廃によって更に国内の木材産業の競争力が低迷することに対する懸念を説明し、ありうべき日本・チリ EPA/FTA 交渉において、これらの品目を除外すべき旨主張した。日本側はまた、日本の木材産業は国土保全、地域の雇用、森林・林業の維持発展に貢献しているほか、我が国の地球温暖化防止政策に貢献する木質資源の利用促進及び循環型社会の実現のための 3 R 政策推進（リデュース、リユース、リサイクル）等において重要な役割を担っていることを強調した。
- (m) チリ側は、日本・チリ EPA/FTA により、高い環境基準を遵守しているチリの高品質な林製品の輸出が増加し、環境基準が大変低い第三国から輸入される林製品に取って代わるものであるとの見解を表明した。従って、チリから日本への林製品の輸出の伸びは、日本の木材輸入量及び日本の林産業には影響を及ぼすことなく、チリにとって有益なものとなるであろう。
- (n) 両国は、双方の林業・木材産業の状況について相互理解を深めた。
- (o) 食品加工業については、日本側より、日本の酒類産業の現状につき、以下のとおり説明を行い、同産業が有するセンシティブリティにつき、チリ側の理解を求めた。
 - (i.) 日本の酒類全体の消費量は頭打ち傾向となっていること。
 - (ii.) 日本で消費される酒類は多様であり近年その傾向をますます強めていること、
 - (iii.) そうした中で、ワインを含め個々の酒類の消費量全体に占めるシェアも低い水準にとどまることになっていること。
 - (iv.) 世界的に見ても日本のワインの消費量は小規模であるが、そのトレンドも、例外的なブーム時を除いて頭打ち傾向であること。

- (v.) 日本のワイン生産者の大多数が小規模でありかつ経営状況も厳しいこと。
- (p) チリ側は、EPA/FTA の影響を評価するにあたっては、一つの産品（ワイン）ではなく、食品加工業におけるすべての活動を対象とすべきであると主張した。チリは小さくとも信頼のおける加工食品の供給国であり、二国間の貿易関係の強化は、高品質な産品の提供をつうじて、日本の消費者に利益をもたらすであろう。また、チリ側は、ありうべき交渉において、日本のセンシティブな品目の扱いとチリの貿易主導の経済成長に対する関心との間で、バランスがとられるべきであると説明した。
- (q) 日本側は、日本において果汁などの加工食品は、これらの原材料が、経済的に不利な状況にありその関連産業に依存している地域社会の維持に重要な役割を果たしており、センシティブ性を有している場合には、センシティブ品目であると説明した。
- (r) 衛生植物検疫（SPS）措置について、チリ側は、日本・チリ EPA/FTA 交渉が立ち上がった場合、SPS に関する常設の専門家作業グループを設け、WTO/SPS 協定の権利義務の再確認、双方の関係当局の協力関係の強化を行うことを提案した。
- (s) チリ側は、SPS 措置に係る章を設ける場合、その主な目的は、諸問題を解決するための手続きを促進すること及びコミュニケーションのための常設のチャンネルを構築することであり、両国の検疫衛生部局の権限や領域に重複したり、それらを弱めたりする意図はない旨説明した。
- (t) 日本側は、SPS 措置は WTO/SPS 協定に基づき、動植物の生命、健康等を守るために、科学的根拠に基づいて講じられており、SPS 関連案件は、経済的観点から特定の国に優遇措置を与える EPA/FTA の中で取り扱うべきでないこと、また、交渉入り後のことを予断することは適切でないことを述べた。また、日本側は、日本は SPS 案件には WTO/SPS 協定に基づいて誠実に取り組んでいること、両国の専門家間の既存のチャンネルは適切に機能してきていることを強調した。日本はまた、もしチリ側が日本側と議論すべき特定の案件あるいは関心を有するときは、チリ側が日本の関係当局に連絡することを勧めた。

- (u) 両国は、研究会での議論を通じ、EPA/FTA では、農林水産分野については、以下の点が必要であるとの認識を共有し、確認した。
 - (i.) 日本・チリ EPA / FTA は、両国の農林水産分野にとって互恵的であるべきであり、したがって現実的かつ柔軟なアプローチがとられること。
 - (ii.) 両国のセンシティブ品目については、除外、関税割当あるいは他の適切かつ柔軟な措置などにより適切な配慮を払うこと。
 - (iii.) いかなる形の輸出補助金、輸出税、輸出禁止・規制も導入しないこと。
 - (iv.) 天然資源（特に、林産物、水産物）の貿易に関しては、その保存と持続的利用及び国際的に合意された措置を考慮すべきこと。
 - (v.) 日本・チリ EPA/FTA による農林水産分野への影響を緩和するため、関税撤廃・削減の対象品目については、両国のセンシティブリティを考慮し、適切な貿易救済措置を検討すること。
 - (vi.) 農林水産業に係る国際機関等の場において、両国は、お互いの基本的立場を適切に尊重しつつ、建設的で協力的な関係の構築に努力すること。また、両国は必要に応じて、これについて情報・意見交換を行うこと。
 - (vii.) 両国は、水産物市場に関する意見・情報を交換し、協力的枠組みを構築するため、両国の水産専門家（生産者を含む）間の協議を継続的に行うこと。
 - (viii.) 両国は、両国の消費者に高品質で安全な水産物を供給し、安定的な水産物市場の発展を図るために、サケ・マスの養殖生産等において、食品の品質・安全性について十分な配慮を行うこと。また、両国は必要に応じて、これについて情報・意見交換を行うこと。

2. 原産地規則・税関手続

- (1) 日本側より、原産地規則を決定する際には、迂回輸入の防止、貿易に対して不必要な障害とならないこと、公平性、中立性、一貫性かつ十分な透明性、明確性、予測可能性をもって作成、適用されること、貿易関係者にとって簡潔なものであり税関による執行が容易であること、が確保されることが必要である点を主張した。また、農林水産品については、EPA による関税率の譲許

は相手国の農林水産業の発展に資すべきとの理由により、当該国の完全生産品又は完全生産品を材料とした産品のみ原産品とみなすべきである旨強調した。また、日本の自動車業界からは、不必要に厳しい規則や過度に負担のかかる手続きは不要なコスト増を招くため、ビジネスの実態に配慮した活用容易なものが採用されることが肝要であること、また日本・チリ EPA/FTA 交渉において政府と民間との協議が十分に図られることが求められた。

- (2) チリ側は、当該分野における日本側の見解を共有した。また、双方は、原産地規則に関する税関手続の分野に限らず、税関当局間での幅広い協力・支援関係を促進するための枠組みの重要性について認識を共有した。

3. 貿易救済措置

- (1) 日本側より、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手段を採用又は維持すること、そして二国間セーフガード措置の手続きに関する法令その他の定め運用が、一貫した、公平な、かつ合理的なものであることを確保することが重要である点を表明した。
- (2) チリ側より、締結済みの二国間 FTA では、WTO 上の権利に基づくアンチダンピング、相殺関税、セーフガードの権利を留保する他、二国間セーフガードを設定している点を説明した。また、二国間セーフガードについては、相手国との貿易実態により、特定品目のためのエマージェンシー・セーフガードを設定し、双方のセンシティブ品目への対応に柔軟性を持たせている点を説明した。

4. 投資

- (1) 日本側より、日本・チリ経済の持続的発展を図るには、投資の安定性を確保することが必要不可欠であるとした上で、更なる投資促進のためには、法的安定性、市場の透明性を確保し、高い自由化を志向したルールを策定する必要性を強調した。また、右ルールの内容として、特に、投資財産設立前（プレ）及び設立後（ポスト）における内国民待遇及び最恵国待遇、広範なパフォーマンス要求の禁止、ネガティブリスト方式による留保、収用・補償、送金の自由、国対投資家の国際仲裁手続、通報等による透明性の確保等を中心的な要素として協定に規定することが重要である旨表明した。
- (2) チリ側より、内国民待遇、最恵国待遇、最低限の待遇、資金の移転、取締役会役員の国籍要件、パフォーマンス要求の禁止、例外措置（non-conforming measures）利益の否認、収用・補償、国対投資家の紛争解決等を中心的な要

素とした包括的な規定とすることを主張した。また、チリ側は、最恵国待遇の範囲に手続き的事項を含まないこと、及び投資者保護と規制当局である国家の権利の適切なバランスが図られることを主張した。更に、例外措置については、附属書にてネガティブ方式によるリストを作成すること、右ではスタンズスタイル及びラレット条項の双方を適用すべき点を提案した。

5. サービス

- (1) 我が方より、WTO サービス交渉における我が国の基本的立場及び積極的な自主的自由化オファーを説明の上、国境を越えるサービスの提供は重要なビジネス形態であり、我が国としては、サービス貿易の自由化を通じて両国間の経済関係を発展させる可能性がある点に言及した。また、日本・チリ EPA/FTA においては、内国民待遇・最恵国待遇の付与が中心的な要素となるべきである旨強調した。
- (2) チリ側より、締結済みの FTA におけるサービス分野の交渉では、全てのセクターを網羅すること、及び、投資章では商業拠点に関する規定を盛り込むことで、サービス章では国境をまたぐサービスの第 1、第 2 及び第 4 モードに焦点を当てる手法を採用しており、日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現させたい旨主張した。また、チリ側は、日本・チリ EPA/FTA においては、内国民待遇、最恵国待遇、現地拠点、例外措置（non conforming measures）利益の否認、免許及び資格証明等の原則を盛り込むことが重要である旨主張した。更に、第 1 及び第 4 モードによるサービス貿易を促進するため、現地拠点の原則に特別な関心を払っている旨表明があった。その他、チリ側は、透明性確保の観点から、無差別的な数量制限に関する附属書を添付すること、さらには例外措置については、ネガティブリスト方式を基本とし、スタンズスタイル及びラレット条項の双方を適用したい旨表明した。

6. 政府調達

- (1) 日本側より、日本・チリ EPA/FTA においては、政府調達に関する国際的な枠組みに沿った、政府調達手続きの透明性及び内外無差別の市場アクセスについて議論することが重要であることを強調した。また、日本は WTO 政府調達協定における義務を超え、自主的な措置を定めていることを紹介し、政府調達の市場アクセス改善のための取り組みを説明した。
- (2) チリ側より、締結済みの FTA においては、市場アクセスの改善、内国民待遇、適正な政府調達手続の実施、手続の透明性及び簡潔性、手続の電子化の奨励に

つき言及している点、対象範囲に関してはネガティブアプローチを採用している点を紹介し、日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現させたい旨主張した。

7. 知的財産権

- (1) チリ側より知的財産権を含む包括的な EPA/FTA の可能性を検討したい旨提案があり、日本側からは、知的財産権は EPA/FTA 締結交渉入りを判断するために議論されるべき重要な項目の一つである旨述べた。
- (2) 日本の産業界より、知的財産権に関連する事項が日本・チリ EPA/FTA にて扱われることを期待する旨、発言があった。
- (3) 日本側より、知的財産権の水際保護に関する日本税関の役割・権限等を説明し、知的財産権保護における水際取締まりの重要性、有用性について敷衍したところ、チリ側は、当該分野における日本側の見解を共有した。また、双方は知的財産権保護の分野も含め、税関当局間での幅広い協力・支援関係を促進するための枠組みの重要性を共有した。
- (4) 日本側より、チリが UPOV（植物新品種保護国際条約）1991 年条約に加盟することの重要性を強調し、加えて日本からの質問に対するチリの回答に言及し、チリが 2009 年までに加盟するかどうか質問した。チリ側は、チリは 1991 年より UPOV のメンバーであり、2001 年から加盟承認の手続き中である旨説明した。

8. 自然人の移動

- (1) チリ側より、締結済みの FTA においては、貿易に従事する者や投資家、企業内転勤者、専門家などの短期商用者の短期滞在に関し、労働市場へのアクセス等、国内政策に基づく幾つかのセンシティブな分野を除き、本件に関する包括的な章を設けていること、また、透明性及び情報交換の活発化の観点から、短期入国に関する小委員会を設けていることが紹介され、日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現させたい旨主張した。
- (2) 日本側より、進出日本企業の永久査証取得につき、右に係る手続遅延は解消されつつある現状を紹介の上、引き続き、両国間の貿易・投資活性化のためかかる現状が継続・向上されることを期待する旨述べた。

9. 競争政策

- (1) チリ側は、貿易・投資の自由化を実現するため、競争政策の重要性につき述べると共に、締結済みの FTA においては、(イ)締約国における反競争的行為を規定するための法律の採用及び維持、(ロ)国内競争法を執行するための機関の指定及び維持、(ハ)締約国の当局間における協力、(ニ)指定された独占行為と公共企業体に関するルール及び(ホ)透明性と情報交換に関するルールを主要な構成要素としている旨述べた。また、日本・チリ EPA/FTA においてもこれらを実現したい旨主張した。
- (2) 日本側は、競争政策分野の取り組みは日本の企業にとって投資のためのソフト・インフラである旨主張しつつ、EPA/FTA において競争政策を議論する目的は、貿易・投資の自由化の利益が両国における反競争行為によって阻害されることがないようにすることである旨強調した。その上で、日本・チリ EPA/FTA においては、我が国産業界からチリ側競争政策への要望なども勘案しつつ、競争当局間の協力の枠組みを構築する可能性につき、引き続き検討していきたい旨述べた。

10. 貿易の技術的障害 (TBT)

- (1) チリ側より、当局間の情報交換や WTO 等のマルチの場における協力について意見交換を行うため、日本・チリ EPA/FTA における TBT 委員会の設立に対する関心を表明した。
- (2) 日本側より、我が国は WTO や APEC 等のマルチやリージョナルな枠組みを重視しており、二国間協定における個別の規律については慎重な立場を採っている旨述べた。
- (3) チリ側は、両者の立場は完全に相互補完的であると述べるとともに、APEC 基準・適合性小委員会における議論にビジネス上の懸念も含むべく協力を行っていることを始め、この問題について、日本とチリの間には、国際場裡における素晴らしい協力関係があることを強調した。

11. 紛争の回避及び処理

- (1) 両国は、日本・チリ EPA/FTA において、同協定の解釈及び適用に関し、WTO の紛争解決手続きとは別に、協議手続き及び、協議が意見の相違を解決できない場合には紛争の解決手続きを備えているべきであるという認識を共有した。
- (2) チリ側は、締結済みの FTA 交渉においては、迅速な紛争手続きが履行される

よう、紛争の協議及び紛争解決手続の自動化及び右手続のルール化（rule based procedure）を主張しており、日本・チリ EPA/FTA においてもかかるラインを実現させたい旨主張した。

12. 法律事項

チリ側より、締結済みの FTA においては、FTA の実施・管理・統括のための制度的な枠組みを構築していること、透明性確保のため、FTA の運用に影響を与える事項につき締約国間で情報交換するためのチャンネルを構築していること、FTA の一般的例外については、WTO の一般的例外事項（1994 年のガットの第 20 条及びサービス貿易一般協定第 14 条（a）から（c）までの規定）に必要な変更を加えた上で組み込んでいること、及び安全保障上、国際収支上の目的のためにとる例外措置及び租税に係る課税措置の不適用を追加している点を説明した。

13. ビジネス環境整備

- (1) 両国は、日本・チリ EPA/FTA におけるビジネス環境整備に関する取り組みの重要性を共有した。
- (2) 日本側より、日本・チリ間のビジネス環境の円滑化及び拡大を図るため、民間部門を含むビジネス環境につき議論するため、日本・チリ EPA/FTA において安定的なメカニズムを構築することは有益である旨表明した。
- (3) チリ側より、ビジネス環境の改善のため、政府及び民間部門を含めた対話メカニズムの構築を図ることの重要性につき述べた。

共同研究会の提言

上記の詳細な議論を踏まえ、日本・チリ EPA/FTA 共同研究会は、日本・チリ二国間の EPA が、両国間の緊密な経済関係を幅広い分野においてより一層発展させることに寄与することを確信し、日本・チリ両国が二国間 EPA の交渉を開始することを双方の首脳に提言することで一致した。

日本・チリ EPA / FTA 共同研究会 日本側メンバー

政府：

藤村 和広	外務省中南米局南米カリブ課長（2005年10月まで）
平田 健二	外務省中南米局南米カリブ課長（2005年10月から）
塚越 保祐	財務省関税局調査課長（2005年7月まで）
貝塚 正彰	財務省関税局参事官（国際調査担当）（2005年7月から）
沖 浩幸	農林水産省大臣官房国際部参事官（2005年3月まで）
鶴見 和良	農林水産省大臣官房国際部国際貿易交渉官（2005年4月から）
吉岡 健一郎	経済産業省通商政策局中南米室長（2005年8月まで）
伊藤 昇一	経済産業省通商政策局中南米室長（2005年8月から）

産業界：

一箭 拓朗	全国農業協同組合中央会調査役
井上 篤博	日本合板工業組合連合会会長
船瀬 俊一	日本合板工業組合連合会副会長
岩武 俊広	社団法人日本自動車工業会参与、国際統括部長兼国際調整室長
小阪田 嘉昭	日本ワイナリー協会参与
團野 廣一	日智経済委員会日本国内委員会 FTA 検討会座長
宮原 邦之	全国漁業協同組合連合会代表理事専務
待場 純	全国漁業協同組合連合会国際対策室部長代理
宮村 眞平	三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼 CEO（最高経営責任者）

学界：

狐崎 知己	専修大学教授
鈴木 宣弘	九州大学大学院農学研究院教授
渡邊 頼純	慶応大学教授

日本・チリ EPA / FTA 共同研究会 チリ側メンバー

政府：

カルロス・フルチェ	大使、外務省国際経済関係総局長
マリオ・マトゥス	外務省 前国際経済関係総局二国間経済局長（2005年7月まで）
アンドレス・レボジェド	外務省 国際経済関係総局二国間経済局長（2005年7月から）
ラウル・サエス	財務省 国際関係課長
アナ・マリア・バジーナ	経済省 通商部長
イゴル・ガラフリック	農業省 国際関係課長
ジェシカ・フエンテス	経済省 漁業担当副次官官房法務部長
セルヒオ・ラモス	外務省 国際経済関係総局経済顧問
エルナン・グティエレス	外務省 国際経済関係総局貿易戦略分析課長

産業界：

コンラド・ベネガス	チリ銅公社（CODELCO）企画調査担当副会長
エルナン・ソメルビル	製造通商連合会長、銀行・金融機関協会（ABIF）会長
ロベルト・デ・アンドラカ	日智経済委員会チリ側委員長
アンドレス・サンタ・クルス	全国農業協会（SNA）会長（2005年4月まで）
ルイス・シュミット	全国農業協会（SNA）会長（2005年4月から）
ファン・ミゲル・オバジェ	チリ養鶏業協会（APA）会長
ロドリゴ・インファンテ	チリ・サーモン協会（SALMONCHILE）CEO
ロベルト・イスキエルド	全国漁業協会（SONAPESCA）会長
エクトル・バシガルポ	全国漁業協会（SONAPESCA）調査部長
ホルヘ・ローセンブル	チリ製造業振興協会（SOFOFA）顧問
マリア・テレサ・アラナ	チリ木材組合（CORMA）調査部長
ヘルムット・ラデマチエル	チリ木材協会（CORMA）木材課次長
マルティン・コステル	MASISA 社販売担当取締役
エルウィン・カウフマン	ARAUCO 社米国事務所取締役
ミゲル・カナラ	チリ輸出業協会（ASOEX）CEO
リカルド・レテリエル	チリ製造業振興協会（SOFOFA）顧問
	チリワイン協会 CEO
フェデリコ・メキス	チリワイン協会国際法律顧問
アニバル・アリスティア	チリ・ワイナリー協会代表

学界：

マンフレッド・ウエルヘルミイ	チリ太平洋財団専務理事
ジョセフ・ラモス	チリ大学経済・経営学部長
フェリペ・ラライン	チリ・カトリック大学経済学部教授